

群馬県民間社会福祉施設整備資金利子補助要綱

第1 趣旨

県は、民間社会福祉事業の振興を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（旧民法第34条の規定により設立された法人）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設を設置する宗教法人（以下「法人」という。）が設置経営する社会福祉施設の整備を図るため借り入れた資金に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1)「社会福祉施設」とは、次の施設をいう。

- ア 生活保護法による保護施設
- イ 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
- ウ 児童福祉法による児童福祉施設
- エ 老人福祉法による老人福祉施設
- オ 母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設
- カ 在宅障害者デイサービス事業実施要綱（昭55.9.26厚生省社会局長通知）による在宅障害者デイサービス事業を行う施設
- キ 知的障害者地域ホーム設置運営要綱（平2.10.2群馬県県民生活部長通知）による知的障害者地域ホーム
- ク 障害者自立支援法による障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）、福祉ホーム及び指定旧法施設支援を行う施設

(2)「介護保険関連施設」とは、社会福祉施設のうち次の施設とする。

- ア 老人デイサービスセンター
- イ 老人短期入所施設
- ウ 特別養護老人ホーム
- エ ケアハウス（指定特定施設入所者生活介護の指定を受けるものに限る）
- オ 老人介護支援センター（指定居宅介護支援事業者の指定を受けた法人が経営するものに限る）

(3)「障害福祉サービス関連施設」とは、社会福祉施設のうち次の施設とする。

- ア 指定療養介護事業所
- イ 指定生活介護事業所
- ウ 指定共同生活介護事業所
- エ 指定障害者支援施設
- オ 指定短期入所事業所
- カ 指定児童デイサービス事業所
- キ 指定自立訓練事業所
- ク 指定就労移行支援事業所
- ケ 指定就労継続支援事業所
- コ 指定共同生活援助事業所

(4)「施設整備事業」とは、社会福祉施設の新築、増築、改築その他知事が適当と認めた事

業をいう。

(5)「金融機関」とは、独立行政法人福祉医療機構をいう。

第3 利子補助の対象となる資金

補助の対象となる資金は、法人が平成20年度までに実施する施設整備事業（平成20年度に開始し、平成21年度まで継続して行う事業を含む）に要する資金又は要した資金のうち、金融機関からの借入に係るものとする。

第4 利子補助の額の算出方法

補助の額は、法人が金融機関と締結した個別の契約による借入れについて、次により算出するものとする。ただし、算出された額の合計額に10万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、法人が2以上の借入れを行った場合には、端数処理後の額の合計額を補助の額とする。

(1) 当該年度において、金融機関の償還計画（約定）により法人が支払う利子のうち利率1.5%に相当する額（金融機関の償還計画（約定）により法人が支払う利子に1.5%を乗じて得た額を借入利率で除して得た額とする。）又は金融機関の償還計画（約定）により法人が支払う利子に次の割合を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。ただし、借入資金残高が5億円（社会福祉施設1施設あたり）を超える場合には、5億円を限度として算出する。

ア 介護保険及び障害福祉サービス関連施設の整備に係る借入れの場合 2分の1

イ アを除く社会福祉施設の整備に係る借入れの場合 3分の2

(2) 平成15年度以前に整備事業を行った社会福祉施設（平成15年度から平成16年度に継続して整備事業を行った施設を含む）に係る借入れについては、前項の規定にかかわらず、当該年度において金融機関の償還計画（約定）により法人が支払う利子に次の割合を乗じて得た額とする。

ア 介護保険関連施設の整備に係る借入れの場合 2分の1

ただし、平成14年度以前に整備事業を行った施設（平成14年度から平成15年度に継続して整備事業を行った施設を含む）に係る借入れについては3分の2を乗じて得た額とする。

イ アを除く社会福祉施設の整備に係る借入れの場合 3分の2

ただし、資金借受年度の当初算定財政力指数0.44以下の町村において、平成7年度に施設整備事業を行った（資金を借り受けた）法人に対しては、当該年度が償還期間の最初の2分の1の期間に該当する場合は4分の3を乗じて得た額、それ以外の場合は3分の2を乗じて得た額とする。

(3) 契約内容を変更したとき、もしくは変更しようとするときは、法人は遅滞なくこれを知事に報告しなければならない。

(4) 契約内容の変更により、金融機関の当初の償還計画（約定）と異なる償還（繰上償還を除く）を行ったとき、もしくは行おうとするときは、知事が適当と認めた場合に補助するものとする。

(5) 法人の責めに帰すべき理由により償還が遅延した場合の遅延利子は、補助額の算出に含めない。

第5 交付の条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた法人は、常に補助金の経理を明らかにしておかなければなら

い。

(2) 「不適正な運営が改善されない社会福祉法人等に対する補助金交付の停止等に係る基準」(平成13年1月19日付け保福第298号保健福祉部長通知)第4条の規定に基づく認定を受けた法人に対しては、当該認定に係る事案の改善措置が採られるまでは補助金を交付しない。

(3) 補助金の交付を受けた法人が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

ア 補助金を目的以外に使用したとき。

イ 規則及びこの要綱に違反したとき。

第6 補助金の交付申請

法人は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書を別途知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると知事が認めたときはこの限りでない。

第7 補助金の交付決定

知事は、第6による補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適正なものと認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

第8 実績報告

この補助金の交付決定を受けた法人は、別途知事が指定する期日までに別記様式第2号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

第9 指導及び調査

知事は、必要に応じ補助金の交付を受けた法人に対し、当該補助事業に係る事項について報告を求め、又は関係職員をして調査を行わせることができる。

第10 その他

規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し、必要な事項は知事がその都度定める。

第11 実施期日

この要綱は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和42年2月21日改正)

昭和40年度以前に借入れた資金のうち、この要綱第1及び第2に該当する借入金については、昭和41年度及び昭和42年度に限り、この要綱第3の利子補助の対象となる資金とみなすことができる。

附 則 (昭和45年5月3日改正)

この要綱は、昭和45年4月1日から実施する。ただし、改正前の要綱にもとづき昭和43年度以前に引続き2年間の補助対象となった資金にかかる利子については適用しない。

附 則 (昭和46年3月19日改正)

この要綱は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則 (昭和48年4月17日改正)

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則 (昭和50年4月24日)

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。ただし、金融機関が銀行・信用金庫・農業協同組合の資金であっても昭和49年度に補助されている資金にかかわるものは従前のおりとする。

附 則 (昭和55年5月12日)

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。ただし、第4の改正規定は昭和56年度から実施する。

附 則 (平成2年4月1日)

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。ただし、第4の改正規定は既存の借入れについても適用する。

附 則 (平成3年8月22日)

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則 (平成7年5月11日)

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 (平成8年3月29日)

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 (平成11年8月18日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則 (平成12年7月31日)

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年1月19日)

この要綱は、平成12年度の補助から適用する。

附 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。ただし、第2(5)の改正規定は、金融機関が旧社会福祉・医療機構又は旧年金福祉事業団であっても、独立行政法人福祉医療機構又は年金資金運用基金に債権の管理が承継された既存の借入れに係るものは、従前のおりとする。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年12月1日)

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

附 則 (平成21年3月18日)

この要綱は、平成21年3月18日から実施する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。ただし、第2(5)の改正規定について、改正前の同規定により、その他知事が適当と認めた金融機関からの借入れであって、本補助金の交付対象としていたものについては、従前のおりとする。

附 則 (平成30年3月29日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。